

笠間市耐震改修促進計画

概要版

平成30年2月

笠 間 市

1. 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者の約9割が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったとされています。

その後も新潟県中越地震や東日本大震災等の大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていました。

国は、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に耐震改修促進法の改正を施行し、これを受けて、茨城県では平成28年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を改定しました。

本市においても、平成22年3月に策定した「笠間市耐震改修促進計画（平成22年度～平成27年度）」を改定し、耐震化の新たな目標設定など、震災に強いまちづくりを推進するため、本計画を策定するものです。

2. 国の基本方針と県計画

【国の基本方針：耐震化の目標】

区分	平成32年	平成37年まで
住宅	少なくとも95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
多数の者が利用する建築物	少なくとも95%	—

【県計画】

計画期間：平成28～32年度
建築物の耐震化の目標：95%以上（平成32年度末）

3. 計画の位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、主に笠間市が実施する既存建築物の耐震改修の促進に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

計画の策定にあたっては、「国の基本方針」及び「県計画」に即するとともに、「笠間市総合計画」、「笠間市地域防災計画」等との整合を図ります。

4. 対象建築物

耐震改修促進法に基づき、住宅、特定建築物等、市有建築物のうち、「新耐震基準」に適合しない建築物とします。

5. 計画期間

「国の基本方針」及び「県計画」の目標年度と整合させるため、2017年4月（平成29年度）～2021年3月（平成32年度）までとします。

また、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じて、計画内容を検証し、必要に応じて見直すこととします。

1. 想定される地震の規模・被害

中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について」（平成25年3月）で想定される次の地震及び笠間市地域防災計画で設定した笠間市直下の地震とその被害想定としました。

想定地震	モーメント マグニチュード	笠間市で想定される 最大震度	発生確率等	出典
茨城県南部地震	7.3	震度5強	南関東地域全域 で、マグニチュード 7クラスの地震 が30年間で70%	首都直下地震の被害 想定と対策について (中央防災会議, 平 成25年3月)
地殻内一律	6.8	震度6強		
笠間市直下	マグニチュード 8規模	震度7	—	笠間市地域防災計画

2. 耐震化の現状

平成28年度末（2017年3月）の笠間市の建築物耐震化状況は次のとおりです。

建築物の種類	総数	耐震性が不十分ある いは不明な建築物	耐震性を満たす 建築物	現状の耐震化率 (平成28年度末)
住宅	27,164戸	5,575戸	21,589戸	79.5%
民間の特定建築物等*	79棟	12棟	67棟	84.8%
市有の特定建築物等	44棟	—	44棟	100%
危険物の貯蔵又は処理場 の用途に供する建築物	29棟 (9事業者)	5棟 (2事業者)	24棟	82.8%
地震発生時に通行を確保 すべき道路沿道の建築物	—	19棟	—	—

3. 耐震化の目標

建築物の耐震化の目標を、国や県との整合を図り、住宅及び多数の者が利用する建築物について、2021年3月までに95%とします。

4. 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状と目標

特定建築物等の要件には達しないものの、避難所として指定されるなど、防災上重要と考えられる建築物の耐震化については、次のとおりです。

総数	耐震性が不十分ある いは不明な建築物	耐震性を満たす 建築物	現状の耐震化率	目標
31棟	1棟	30棟	96.8%	100%

* 特定建築物とは、耐震改修促進法施行令に定められる特定既存耐震不適格建築物を指します。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととします。

1. 耐震改修促進法による指導等

- ◆ 県は、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。
- ◆ 一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。
- ◆ 指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表します。
- ◆ 市は、所管行政庁である県と連携し、耐震改修等の促進に努めます。

2. 建築基準法による勧告又は命令等

特定行政庁である県は、公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告や命令を行います。

市は、特定行政庁である県と連携を図りながら、当該建築物の対応をしていきます。